

学校安全の推進に関する有識者会議の運営について（案）

令和6年5月 日

学校安全の推進に関する有識者会議決定

学校安全の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を適切かつ円滑に進めるために以下の事項について定める。

（議事）

第一条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を運営する。

- 2 座長に事故があるときは、有識者会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第二条 ワーキンググループに属する委員及び主査は、座長が指名する。

- 2 主査は、ワーキンググループの会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 主査に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、ワーキンググループの会議に参加することができる。

（会議の公開）

第三条 有識者会議は、原則として公開する。ただし、児童生徒の事故事案等について被害者等の個人情報保護の必要がある場合等、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、会議を非公開とすることができる。

- 2 ワーキンググループの会議は、構成員の自由な意見交換を確保するとともに、児童生徒の事故事案に係る非公表の情報等も含めた検討を行う必要があることから、非公開で行い、検討状況を有識者会議に報告する。

（会議の傍聴）

第四条 有識者会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室の登録を受けることとする。

- 2 前項の登録を受けた者（第四項において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、又は録画することができる。
- 3 会議の撮影、又は録画を希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影又は録画は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議の撮影又は録画に際しては、会議の進行を妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。
 - 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- 4 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(会議資料の公開)

第五条 会議資料は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第六条 有識者会議の議事概要は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑 則)

第七条 上記に定めるもののほか、有識者会議の議事の手続その他有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。